



《東京都中学校長会》

平成 30 年 4 月 19 日 (木)

4 月会長だより

(地区代表者連絡会)

会 長 岩 永 章

## 1 挨拶

東京では、例年より早く桜が開会し、始業式・入学式を葉桜で迎えるところも多かったのではないかと思います。通勤電車では、ダークスーツを身にまとった新入社員と思われる若者がやや緊張している様子を見かけると、若者を応援したい気持ちになります。こうした若者の姿を見ていると、人生の後半に向かっている私も、いつまでも新鮮な気持ちで仕事に向かうことの大切さを改めて感じています。

さて、平成30年度がスタートしました。各地区の校長会では、地区校長会長や役員を選出が行われ、新たな組織でスタートしたところだと思えます。昨年度から今年度にかけて、統廃合が2件、新設が1件あり、東京都全体では613校となりました。

人事的な面では、この3月でご勇退された会員は135名（定年退職86名、定年前退職5名、再任用退職44名）でした。東京都の中学校教育の発展充実のために長きにわたりご尽力くださり誠にありがとうございました。そして、今年度は、再任と用してご尽力いただく校長先生が総勢で152名（5年目：7名、4年目：17名、3年目：24名、2年目：51名、1年目：53名）となりました。東京都全体の教育水準の維持・発展並びに後進の育成に、もうしばらくお力添えいただければと思います。

新たに昇任された校長先生が90名（再会員6名）となりました。年度当初には、様々な機会に挨拶を求められ、副校長職との違いを体験されていることと思えます。『東京都中学校長会会則』の第2条「設立の目的」に、「本会は会員相互の緊密な協力のもとに、職能の向上を図り、本都中学校教育の振興発展に寄与することを目的とする」と謳われています。昇任された校長先生方にも本会の活動に積極的に関わっていただき、本会の一員として交流や情報交換が気軽にできる仲間を見つけ、自校の経営に活かしていただければと思います。

昨年度から本会では、「部活動のあり方を含めた働き方改革」に係る課題、「教育管理職候補者の掘り起し」などの課題解決に取り組んできました。残念ながら、今年度に引継ぐ課題も多くあります。今年度も引き続き613名の校長先生方の力を結集し、教育課題に取り組むとともに、東京都の中学校教育の振興・発展に寄与していきたいと考えています。

私たち校長がリーダーシップを発揮し、教育改革に積極果敢に取り組むことが求められています。しかも迅速・丁寧、誠意をもって取り組むことが課題解決の近道ではないかと考えています。解決の難しい課題もありますが、会員の皆様の英知を結集することで、課題解決に近づけると思っています。今年度も引き続き、会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今年度の本会の「定期総会・研究発表会」を、4月26日（木）に立川市「たましんRISURUホール」で開催します。総会をもって、本会が新しい組織に変わりますが、総会までは、平成29年度の役員・理事による運営となりますのでご了承ください。

定期総会の後には顕彰が行われ、ご勇退された校長先生方に感謝状をお贈りします。併せて、新会員の先生方をご紹介させていただきます。心からの感謝の気持ちと歓迎の気持ちを表したいと思しますので、お忙しい中とは存じますが、全ての会員が出席できるようご配慮ください。各地区で総会への出席の呼びかけをお願いします。

平成29年度役員・理事一同、会員の皆様に大変お世話になりました。特に中学校教育70年記念第68回全日本中学校長会東京大会の開催では、会員の皆様方に様々なご協力をいただきました。お力添えのお蔭で、東京大会を成功に導くことができました。また、日頃の本会の諸活動に際してもご理解とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。総会以降は、新会長を中心とした新たな役員・理事による運営となります。これまでとかわらぬご支援とご協力をよろしくをお願いいたします。

## 2 当面の課題

### (1) 会則の改正

今年度の総会に、3月の地区代表者連絡会にて承認いただいた会則の一部改正を提案させていただきます。改正の主な内容は以下の通りです。

○会則第16章第22条 委員会委員長の互選制→部長・会長の指名理事制  
(委員長は会長が指名し委嘱する。副委員長は委員長が承認する。)

○上記改正に伴い、会則第6章第6条 会長指名理事9名→会長指名理事13名  
改正理由は以下の通りです。

○新年度になってからの互選制では、年度当初の慌ただしい時期に委員総会を開催し、委員長の選出を行わなければならない状況であった。実際の委員総会では、各地区から選出された委員のうち、多くても1/3程度の委員の出席率であり、互選制が機能しない可能性も考えられる。

○安定的な組織編制・運営を考えると、委員長は部・長副部長と同様に前年度の段階で候補を選出しておいた方が、安定した組織編制が可能となる。

○各委員会の業務内容は専門性が必要であり、委員会の活動の流れを熟知している委員長の選出が求められる。

本改正は平成30年度からの適用とし、平成31年度向けの組織編制から指名による委員長選出となります。

また、会則の記述で実際の活動に適合するよう第9章第10条(役員の任務)、第11章12条(総会)、第11章第14条(総会)、第13章第16条(代表者会)、第14章第17条(代表者連絡会)、第15章19条(部会)の条項についても文言の修正を行います。

### (2) 今後も注視する必要がある課題(働き方改革、都立学校入学者選抜)

都教委の働き方改革の取組として、平成30年度には「部活動指導員」や「スクールサポートスタッフ」などが予算化されました。また、3月の地区代表者連絡会の即日調査の結果によると、地教委でも約3割の地区が働き方改革の検討委員会を立ち上げるとともに、夏季休業中の学校閉鎖期間の設定やタイムレコーダーの導入など具体的な取組が行われ始めました。今後も、都教委や地教委の取組みやその成果を注視するとともに、本会からも積極的な提言を進めていく必要があると感じています。

平成30年度都立高校入学者選抜では、第二次募集でも大幅な定員割れが発生し、第三次募集を行いました。こうした背景の要因を明らかにし、今年度の進路指導の参考にする必要があるかと感じています。